

司法制度改革について

－刑事裁判を中心として－

Reform of Japanese Legal System

宮城京一

本日は、内閣に設置されました司法制度改革審議会において審議中の司法制度改革についてお話を申しあげることになります。

審議会は、本年の7月頃に中間報告をとりまとめ、それから本格的な論議に入るということですから、司法制度改革の範囲はまだ確定していませんが、これまでの流れを見ますと、改革のテーマは大きく分けて三点に絞られるかと思います。

- ・ 国民の司法への参加，すなわち国民が刑事裁判の手続きに直接参加して審理し判断する制度を導入すること。
- ・ 法曹一元の確立，すなわち裁判官は一定の年数を経た弁護士等経験者から採用し，判事の供給源である現行の判事補制度を廃止して純粹培養型の職業裁判官を否定すること。
- ・ その他として，少年保護事件における国選付添人制度の新設，被疑者に対する国選弁護士制度の新設，低所得者への裁判費用の補助，審理の促進，法曹人口の増加，司法試験制度の見直しをすること。

私は、平成7年4月に判事を退官した者ですが、これまでの実務的な経験をとおして、この中から「国民の司法への参加」と「法曹一元の確立」の二点について、私の所感を述べたいと思います。

国民の司法への参加について

三権のうち、国会（衆議院及び参議院）は、国民が選出した者によって構成されています。行政（内閣）は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負う（憲法66条3項）ということで、国会のコントロール下に置かれていますので、いずれも国民の意思（民意）が反映されています。そうであるのに、司法には民意が反映されていないという批判がくすぶっていました。これに対する反論として、司法にも家事調停委員制度（家事審判法22条、22条の2）や参与員制度（同法10条）があり、また民事調停委員制度（民事調停法8条）や司法委員制度（民事訴訟法279条）があり、他に検察審査会制度（検察審査会法1条）があつて、国民が直接に司法へ参加しているのであるから、十分ではないかという意見もあります。

しかし、今述べました制度は、司法制度全体を氷山に例えると、海面上の氷山部分に相当する全体積の10ないし20パーセントに対応するもので、海面下の80ないし90パーセントについてはどうかということになりますと、反論としては十分ではありません。司法制度を改革すべしという議論の流れの志向するところは、実に海面下の中核部分に向けられたものであります。

ということで、国民の司法への参加という問題は、結局のところ、陪審制か参審制の導入にたどり着くことになります。

以下、この二つの制度について簡単に説明いたします。

陪審制は、イギリスで発達し、その後ヨーロッパやアメリカで採用されております。刑事裁判だけではなく、民事裁判にも採用されております。私は1969年にテキサス州ダラス市に滞在していたときに民事交通事件の陪審裁判を傍聴したことがあります。ところで、伝え聞くところによれば、民事裁判については、イギリスやアメリカでも一般的ではないということです。またアメリカにおいては少額訴訟事件（我が国では民事訴訟法368条ないし381条に規定されています。）では、少額訴訟の手続きを簡易に、迅速に、低廉のものにするために、大部分の州で陪審による審理を禁止しております。

我が国においても、陪審法（大正12年4月18日法律第50号）が制定されています（その施行期日は各条文ごとに勅令をもって定められ、最後の施行期日は昭和3年

10月1日で、現在では毎年10月1日が「法の日」となっていることは御存知のことと思います。そして、文献によれば、制度の欠陥、すなわち陪審費用（陪審員の旅費、日当及び宿泊料等）が多額になる（1回の審理に要する費用が300円かかったといわれていますので、当時の普通のサラリーマンの給料が月額80円であったということですから、全国の裁判所の費用を合計しますと、多額の費用となります。）、上訴の制限がある、陪審員の辞退や国民の陪審に対する信頼とか理解が乏しかったことなどの事情で、陪審法の停止に関する法律（昭和18年4月1日法律第88号）によりその施行が停止されたままになっているとあります。しかし、この法律の附則3項には「陪審法ハ今次ノ戦争終了後再施行スルモノトシ其ノ期日ハ各条ニ付判令ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、同4項には「前項ニ規定スルモノノ外陪審法ノ再施行ニ付必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定されているところからしますと、戦争終了後には陪審制度の復活は当然のこととされていたことが読み取れ、そう考えるのが自然であり、かつ素直な解釈のような気がします。果してそうであれば、この法律の停止となった事情が今次大戦にあったことも間違いのない事実であると考えられます。私は、文献で述べられている停止事情のうち、陪審員の辞退については理解できるところもありますので、この点は後ほど触れることとします。

ここで、この問題を理解する上で、我が国の停止中の陪審法の骨格について紹介しますと、

- ・ 陪審は刑事事件について行う（1条）。
- ・ 陪審は上訴裁判所では行わない（11条）。
- ・ 陪審員は予め定めた市町村の順序により抽選で選定する（27条1項）。
- ・ 陪審員には旅費、日当及び宿泊料を支給する（34条）。
- ・ 弁論終結後、裁判長は陪審に対し犯罪の構成に関する法律上の論点及び問題となるべき事実並びに証拠の要領を説示する（77条）。
- ・ 控訴は禁止する（101条）。
- ・ 上告はできる（102条）。
- ・ 被告人の請求による請求陪審（3条）の陪審費用については、その全部又は一部を被告人に負担させる（107条）。

となっています。

そして、その役割は、陪審員が起訴事実につき有罪か無罪かの判断をするもので、裁判官において陪審の評決に不服があって、他の陪審の評議に付することをしない限り、裁判官は陪審の評決に拘束されます。評決が無罪の場合は無罪となり、有罪の場合には、裁判官は法律の適用と刑の量定を行うというものです。

参審制は、主として、ドイツの刑事裁判で発達したものです。ドイツでは法律の素人である参審員と職業裁判官とが合議体を構成して裁判をしております。我が国でもこれに似た制度として、海難審判事件の審判に参審員制度を採り入れております（海難審判法14条）。

ところで、この国民の司法への参加が盛り上がったのは、以下に述べる二点について、在野法曹からの現在の職業裁判官に対する強い批判と不信が背景となっているようです。

その一つは、職業裁判官制度に依拠した官僚司法が強化されたために、裁判官の独立が弱体化して司法が機能不全に陥っているというのです。具体的な理由の一つを挙げますと、法令等の違憲審査権（憲法81条、なお、下級裁判所にも違憲審査権があることについては最高裁判所大法廷判決昭和25年2月1日刑集4巻2号73頁、同じく昭和27年10月8日民集6巻9号783頁、同じく昭和28年4月15日民集7巻4号305頁等の判例があります。）の行使に消極的であるというのであります。

私は、これまで裁判官として体制内にいたために感覚が鈍麻しているのかも知れませんが、率直に申し上げて、官僚司法が強化されたとか、裁判官の独立が弱体化していると実感したことはありませんし、三権分立制を採る我が国の法制において、違憲審査権の行使については自ずから一定の制約があるとする数次の最高裁判所の判例は正当であると思っております。また憲法判断をしなくても裁判ができる場合には、憲法判断をする必要はないと考えておりますので、この点については同調できかねます。

もう一つは、判事補（任官後10年未満の裁判官）は、常識がないとか、世間知らずであるという批判があって、これが裁判官全体に対する批判にもなっておりますが、隠退した判事の立場上これらの点について言及すると、かえって常識を疑われかねませんので意見は差し控えることにします。

さて、私は国民が司法へ参加することについては、民主国家として当然のことで

すから、大変良いことだと考えております。そこで、刑事裁判について陪審制と参審制のいずれの制度を導入したほうが良いのかについて、多くの問題点のうちから主要な点を拾い上げてみたいと思います。

陪審制を導入することについて

結論から言いますと、私はこの制度を導入することは、以下の事情を考えると無理があると思っております。

陪審員に選ばれた国民の協力が期待できないこと。

私が裁判官をしていたときには法廷で、また現在は調停委員をしていますが、その調停の席で、呼出しを受けた証人や相手方又は利害関係人から、「毎日忙しい思いをしているのに、一方的に呼出すとは失礼ではないか。裁判所は一体何を考えているのか。」と文句を言われたことを何回か経験しました。我が国では国民一般が裁判所に対して親しみをお持ちでないという風潮があるようです。また他人間の紛争に関わりたくないという感情も無視することはできません。したがって、そういう人達に今度陪審員に選ばれたので、しばらく会社や仕事は休んでも裁判所に出頭するよう要請したとしたり、辞退者が多いのではないかと危惧するのは杞憂にすぎないでしょうか。現行の刑事訴訟法の構造下では、（端的な例として証拠調べ方式や弁護人の反証活動との関係で）裁判の長期化は宿命的なものであります。事件によっては確定まで2年から10年もかかるのがあります。オウム真理教の松本被告人に対する刑事事件が初公判以来140回を超す法廷を重ね、5年目にはいった事件もあり、しかもこの事件はまだ検察官の立証段階にあり、弁護人側の反証に要する期間を考えますと、あと何年かかるのか予測のつきかねる事件もあります。そのような事件の陪審員に選ばれた者は長期間にわたる時間的、精神的又は肉体的自由の拘束に耐えられないということで、引き受ける者がいるとは考えられません。もっとも短期間に裁判を終了させることができる法制度に変えれば話は別ですが、この点については、私は弁護士協力が得られることに悲観的です。また現行の刑事訴訟法は職業裁判官による裁判が前提となっていますので、その構造全体について大幅な改正が必要となってまいります。

陪審員に正しい事実認定を期待するのは無理であること。

裁判に一番重要なことは、証拠に基づく「事実認定」であります。これは刑事事件や民事事件のみならず、あらゆる裁判の要諦であり、事実認定に誤りがあれば、間違った裁判（誤判）を招きます。事実の認定には先ず法律の知識が必要であり、法律的に物事を考えるというリーガルマインドを養成しておかなければなりません。刑法にしても刑事訴訟法にしても、日常的に使用されない難解な法律用語、判例を中心とする実務や学者の理論が飛び交っているわけですから、これを一般の人に期待するのは無理があります。法学部の学生諸君から法律は難しくて判りにくいということをよく言われたことがあります。私は難しいということが判っただけでも君は法律的素養を身につけたということだ。先人の言われるように、知らざるをもって知らずとなす、これ知るなりというのではないか。がっかりすることはないと言っております。

ということで、裁判の結論を法律の知識のない陪審員に委ねることは危険であり、ひいては裁判の質が低下することになって、必然的に誤判が多くなり、国民の陪審裁判に対する信頼が失われることになるとは考えられません。これに対する反論として、法律の素人である陪審員の市民感覚こそが裁判に対する説得力を増し、現在の職業裁判官による誤判と比べて間違った有罪がより少なくなるという反論がありますが、私は法律感覚ではなく市民感覚で判断するという考え方には賛同できかねます。私はあえて申し上げますが、むしろ陪審裁判を採るときは誤判が多くなると考えております。

事件にもよりますが、陪審員に膨大な証拠や公判調書の検討と弁護人や被告人の法律上の主張に対する判断（犯罪の不成立にかかわる心神喪失、正当防衛や緊急避難等の精緻な事実認定の判断。）は期待できないこと。

現在の職業裁判官は、公判廷においてはもちろんのことですが、公判廷外においても、また土曜日や日曜日には記録を持ち帰って家でも記録の検討をしているのが通常の状態です。もし陪審制を導入するとしたら、陪審員の数を何人にするかを定めることになります。予測としては少なくとも10人は超えることになると思います。今申し上げたことを陪審員全員に要求することは全く期待できません。

また法律上の主張に対する判断についてですが、これは法律上の複雑困難な事実

認定の問題を包含しておりますので、この点についても有罪や無罪を判断する陪審員に期待することはできません。

検察官や弁護士又は被告人は、自己が主張した事項に対する詳細な理由が説示されない陪審裁判の判決に対して不満を持つことが予測されること。

陪審制を導入するには、現行の刑事訴訟法を大幅に改正しなければならないことはこれまで申しあげたとおりですが、その必然の結果として、これまでの詳しい判決理由を付した「精緻な判断」から「粗野な判断」への転換は避けられないところであります。そうしますと、どういう理由で自分の主張が排斥されたかが示されない判決に対して、果して検察官や弁護士又は被告人は納得するでしょうか。結論に至る理由を説示しない裁判は私には考えられないことです。

参審制を導入することについて

結論から言いますと、私は現行の職業裁判官による裁判制度に欠陥があるとは思っていませんが、国民の司法への参加は大変結構だと思いますので、それを実現する手段としては、陪審制よりはこの制度が良いと考えております。その理由を申しあげますと、

現行の職業裁判官を含めた合議体が構成されますので、従来のような精緻な事実認定が可能であり、ひいては裁判の質の低下も免れますし、かつ参審制では控訴の禁止は採り入れられないと思いますので、判決の結論に不服である当事者、すなわち検察官、弁護士又は被告人は、判決書の理由について検討をする機会が与えられ、上訴審で十分な反論ができること。

参審員は法律の素人で、かつ二人が合議体に加わることになるかと予測されますので、内容の濃い合議が可能ですし、一般人としての教養を備えた者であれば、職業裁判官の説示するところも理解することが期待できて十分に機能するものと考えられますし、このことは現行の民事・家事調停委員や司法委員及び参与員が果している役割と成果からも首肯できること。

法曹一元の確立について

法曹一元というのは、裁判官の任用制度のことを指すもので、これまで現行の職業裁判官が判事補から判事となるキャリアシステムの是非について論じられてきております。しかし、法曹一元といっても、細かいことになると、いろいろのニュアンスがあるように思われます。それはさて措くとして、判りやすく言いますと、法曹資格者である裁判官、検察官や弁護士は、元はといえば、司法研修所で同じ釜の飯を食った者同志であるのに、一部の者だけが裁判官として判断する側に立ち、他方はこの判断に従うという制度を見直そうではないかということです。

そして、そのためには、判事の供給源である判事補制度を廃止し、10年程度の経験年数を経た社会的経験のある弁護士や検察官の中から裁判官を任命する法曹一元制度を確立しようというのであります。

私はこの提起された議論については、筋が通っていると考えていますから、反対するものではありませんが、これについては現実に実現できるものかどうかについて、以下に述べますような問題を指摘しておきたいと思います。

その一つは、裁判官全体の数（平成10年度の裁判官の数は2,881人）であります。果してその数を満たすに足る任官希望者がいないのではないかと危惧しております。

私はかつて中国地方、九州地方や沖縄で裁判官として勤務していましたが、これまでの勤務地で検察官や弁護士が途中から裁判官に任官された数は、一つの勤務地でせいぜい1人か2人程度であります。

そして、私の知り得た情報によりますと、弁護士本人の裁判官への任官希望や最高裁判所の働きかけに応じて、弁護士から裁判官に任官した数は、平成3年に1人、平成4年に6人、平成5年と6年に各7人、平成7年に2人、平成8年と9年に各5人、平成10年に2人で、8年間においてわずかに35人であるというのが実情であります。またこれまで弁護士から裁判官への任官希望者が少なかった大きな理由は、自分の希望する所（そのほとんどは東京か大阪の大都市）で定住して仕事をしたいということ、つまり裁判官や検察官のように各地を転々としたくないということのようです。

それに、弁護士という職業は、10年もしますと一定の地盤もできて、生活の保証もされ、さてこれから更に飛躍発展させようというような転換期を迎えて、裁判官への転身を期待するのは無理でないかと考えております。

二つめには、弁護士の大都市への偏在化の実情では地方の裁判官への任官が期待できないということです。平成10年度の弁護士の数のうち、最も多いのが、東京弁護士会の3,839人、第二東京弁護士会の1,997人及び第一東京弁護士会の1,950人で、東京だけでも7,786人で、次いで大阪弁護士会の2,368人、名古屋弁護士会の786人の順となっており、最も少ないのは島根弁護士会と函館弁護士会の各22人、釧路弁護士会の23人、旭川弁護士会の24人、鳥取弁護士会の26人、岩手弁護士会の38人の順となっていて、この数字を見ても、我が国における弁護士の偏在化の実情は、裁判官への任官の障害となるかと思えます。すなわち勤務庁が東京や大阪あるいは名古屋ならば希望するが、北海道や山陰地方への転勤は拒否するという条件付任官希望者がでてくる事態も考えられますので、そういうことになれば、地方の裁判所の裁判官はなり手がいないということにもなりかねません。

以上、司法制度改革の問題点について、大雑把ではありましたが、実務的な経験を踏まえて考えてみると、提起された疑問点については、理念だけではなく、具体的に、かつ、十分に議論を尽くすことが肝要であり、ひいてはこれが国民の理解にも役立つものと考えられます。そして西暦2000年の新時代にふさわしい司法制度の改革がなされるよう期待して、私の最終講義とします。

※本稿は、平成12年1月29日に本学法学部公開講演会として開催された、宮城京一教授退職記念講演「司法制度の改革について－刑事裁判を中心にして－」における講演原稿に若干の手を加えて作成したものである。